

「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」について

◆2017年度より、私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方に対する支援金給付制度が始まりました。
支給される条件に該当される方は、事務室に申請に必要な書類を取りに来てください。

1. 支給対象

私立中学校および小学校等に在学する児童生徒の保護者等のうち、以下5要件をすべて満たす方

- (1) 児童生徒が私立中学校および小学校に、2020（令和2）年7月1日時点で在学している。
- (2) 保護者等の全員の所得金額の合計から人的控除等の所得控除額合計を差し引いた額が140万円未満（寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満）である。
 - *年収の目安としては約400万円未満。
 - *日本国外での収入がある場合は、当該収入についても判定にあたり勘案する。
- (3) 保護者等全員の保有資産額の合計が600万円以下である。
- (4) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていない。
- (5) 文部科学省が行う調査に協力できる。

保護者等とは、親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、その他授業料を負担する者のことを指します。（DVなどのため、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者は除きます。）

2. 支援額

最大で10万円（年額）

*学校が代理受領し、各授業料等引落口座に振込みます。（☞例年、年度末前後に千葉県より支給されます。昨年度は3月下旬でした。）

3. 申請に必要な書類

①	申請書	7月20日（月）以降、事務室で渡します。
②	誓約書	
③	調査票 （文部科学省指定）	
④	令和2年度課税証明書	市町村役場に行き、発行してもらう必要があります。 *所得金額の内訳、所得控除の内訳がすべて記載されていることが必要です。課税証明書だけでは判断できない場合、必要な情報が掲載された他の証明書の取得が必要な場合もあります。 *原本を提出してください。なお、原本を戻す必要がある場合は、原本を確認しコピーをとった後、お返しします。 *給与所得者の場合、勤務先から発行される「特別徴収税額決定通知書」でも代用できます。
⑤	資産状況が分かるもの	通帳の写しなど、申請書5ページの記載事項を参照してください。

【事務室宛書類提出期限】 9月19日（土） 🙏🙏🙏 厳守でお願いします！

*クラス担任は書類を受け取ることができません。必ず事務室に直接提出してください。

この補助金は、予算の範囲内で実施される実証事業であるため、上記基準を満たしていたとしても、全国規模での申請件数があまりにも多い場合は、文部科学省により基準の事後変更等が行われ、それによって支援対象とはなくなることもあり得ます。あらかじめ、ご承知おきください。